

## 消費生活相談のあれごれ

No.58

発行:東澳西部広域行政事務組合

## 高齢者宅に届く身に覚えのない荷物の対処法

「一人暮らしの高齢者宅に宅配で荷物が届いた。本人に確認すると身に覚えがないという。ど うしたらいいか」という相談が、高齢者を見守る周りの人から寄せられます。このような場合、 次のような状況が考えられます。①自分で注文していたことを忘れてしまっている。②電話で勧 誘されて購入したことを忘れてしまっている。③事業者が一方的に送りつけている。それぞれの 状況により、商品を返す場合の対処法が違います。①は通信販売にあたり、返品特約に従って行 います。②は電話勧誘販売にあたり、クーリング・オフの適用が考えられます。③はネガティブ オプションにあたり、事業者に商品の引き取りを要請します。判断に迷う場合は、窓口にご相談 ください。



## ほんと一に こんな相談ありました



毎月の利用料を 20 回支払うと、支払完了後に自分のも のになるパソコンソフトをネットで購入。支払いをデビ ットカードでしていた。<br />
先日、<br />
残高不足のためデビット カードの引き落としができず、パソコンソフトの購入契 約が解約になったとのメールがきていることに気が付 いた。

デビットカードは、使ったその場で口座から代金が引き落と される、口座残高が利用可能上限となる決済方法のカードで す。クレジットカード会社がいったん立て替え払いをしてく れるクレジットカードとは仕組みが違います。デビットカー <mark>ドとクレジットカードには</mark>双方にメリットとデメリットがあ <mark>ります。仕組みの違いを理解して上手に利用しましょう。</mark>

## 7月の相談件数

新規·継続合計 (■=10件 ■=1件)

店舗購入		38 件
訪問販売	шш	6件
訪問購入	0 件	
通信販売		27 件
連鎖販売	0 件	
電話勧誘	Ш	5件
送り付け商法	0 件	
無店舗販売	0 件	
不明・無関係	111111111	7件

消費生活に関する相談と思われる案件が ありましたら、ぜひご案内ください。

間/10:00~16:00

相談料/無料

談/原則予約制

予 約/相談を受けたい窓口

※原則、相談は住居地ですが、住居地以外の窓口を利用することもできます

月~金曜日 多治見市役所本庁舎 くらし人権課/22-1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課/ 68 - 9748 金曜日 土岐市役所 広報広聴係/ 54 - 1111

E-mail 相談/kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業